

「規制改革・民間開放」に関する要望

社団法人 関西経済連合会

わが国経済を順調な回復軌道に乗せ、活力ある経済社会を実現していくためには、歳出改革、税制改革、金融システム改革と並び、規制改革を確実に推進していくことが極めて重要であり、現在、「規制改革・民間開放推進会議」において、「規制改革」や官製市場及び行政サービスの「民間開放」の推進に取り組んでいるところである。

これら改革の流れを加速するために、同会議が新たに打ち出した「市場化テスト（官民競争入札制度）」が注目されており、現在、その本格導入に向けてモデル事業が実施されている。

しかし、試行的に行われているモデル事業は、法改正などの規制改革を伴う官業を対象にできない、官が入札に参加せず競争入札の機会が失われる、本格導入にあたって適正に評価されないおそれがあるなどの問題点を有している。

こうした問題点を解決し、透明・中立・公正な競争条件の下、実効ある制度とするためには、民間からの提案だけでなく、官（独立行政法人を含む）による事業のコスト面も含めた徹底的な情報開示を義務づけるとともに、官民競争入札から本格実施に至るまでの判断・監視を行う「民間主体による」中立的な第三者機関を設置する必要がある。

このため、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」を17年度中に策定、国会に提出し、18年度から同法の下で本格実施できるようにすべきである。

最後に、「民間にできることは民間に」との方針の下、このたび「規制改革・民間開放推進会議」が募集する全国規模での規制改革に対応し、当連合会として、別添のとおり提案・要望する。

以上

労働環境

要望事項番号	要望事項（事項名）	根拠法令等	制度の所管官庁	具体的要望内容	要望理由
1	労働者派遣受入期間の制限規制、直接雇用への切り替え規制の撤廃	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）	厚生労働省	労働者派遣受入期間の制限規制、直接雇用への切り替え規制を撤廃していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 派遣契約期間や直接雇用への切り替え等は本来、当事者間の契約の自由に委ねるべきである。 企業が経営状況に対して機敏に対応できるようにする必要がある。 会社側では、基幹業務以外は長期的に外部労働者を活用したいというニーズがあり、派遣社員側でも、派遣で長期的に安定して働きたいという希望がある。企業の人事政策や働き方の多様化に適応すべき。
2	労働者派遣受入期間制限の緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 派遣期間の制限のない26業務と制限のある業務（自由化業務）を同一の派遣社員が行う場合、主たる業務が26業務の場合は、派遣期間の制限を撤廃していただきたい。 中高年（45歳以上）における派遣期間制限撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 何を根拠に自由化業務の割合が1割を超えると派遣期間を制限するのか、根拠が不明である。また、26業務の付随業務として行う「コピー」や「庶務」と、自由化業務としての「コピー」や「庶務」の区別がつきにくく、混乱をまねいている。 雇用形態の多様化ニーズや高齢者人口の増加等時代変化に応じて、柔軟に見直されるべきである。
3	派遣における事前面談の自由化	労働者派遣法 派遣者派遣元、派遣元指針、派遣先指針	厚生労働省	派遣における事前面談を自由化していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 事前面接により、スキルと業務内容とのミスマッチが少なくなり、中途解約の減少につながる。派遣先が事前面接をした場合で、派遣元が雇用するか否かを決定する権限を有していれば、派遣元の雇用責任は果たされる。 平成17年度中に検討を開始することとしているが、議論を先延ばしにせず、早急に結論を得られるべく検討が進められることを期待する。
4	労働時間法制の見直し（エグゼンプション制の導入等）	労働者基準法	厚生労働省	全職種に裁量労働制を導入させるべき。少なくともホワイトカラーについては、年収など一定の条件を満たす場合について、労働時間規制の対象から除外するしくみ（エグゼンプション）の導入など、弾力的な運用を目指すべきである。	<p>これほど成果主義を唱えている企業の発想に労働行政側が追いついていない。過労死の問題解決は避けられないにせよ、競争力のある企業を育てるには、労働＝時間という工場労働者（ブルーカラー）にのみ適用可能な労働基準法の大幅な改正が不可欠である。企業の実態を無視した労働基準法は、百害あって一利なし。労働行政が企業活動をあまりにも制約している。</p> <p>ホワイトカラーなどは、労働の負荷や仕事の成果が必ずしも労働時間の長さには比例しないことから、処遇の公平性や納得性、企業全体の生産性向上の観点から、一律的な労働時間規制の対象とするには問題がある。</p>
5	請負と派遣の区別の見直し	労働者派遣法、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（労働省告示）	厚生労働省	外部労働力の利用の一形態として、業務のアウトソーシングが増えている。しかし、派遣と請負（アウトソーシングなど）との区分基準において、請負と認定されるための条件が厳しすぎるため、請負の要件を緩和していただきたい。	請負と認定されるためには、「1. 請負業者がその労働者を直接指導命令すること」の他に、「2. 請負業者が業務遂行のための設備、資材などを用意すること」が求められており、この2つの要件を満たさない場合は、派遣とみなして、労働者派遣法を適用するとしている。労働者保護の観点からいえば、1の要件を満たしていれば請負として認めるべきである。

金融・証券

要望事項番号	要望事項（事項名）	根拠法令等	制度の所管官庁	具体的要望内容	要望理由
6	特定金融会社等、銀行議決権大量保有者、保険議決権大量保有者の資本金額の変更に係る届出の見直し	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条、第4条第1項第2号、銀行法第52条の3第1項、第52条の2第1項第3号、保険業法第271条の4第1項、第271条の3第1項第3号	金融庁	新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入している会社や新株予約権付社債等を発行している会社については、各根拠法令における資本金額の増加による変更届出を以下のとおり見直しをいただきたく、要望する。1.新株予約権の発行等を新たに変更届出事項とし、これにより新株予約権の行使時における資本金の変更は変更届出事項から除外する。またそうした場合は、決算期末の資本金額のみを当該期末日から1ヶ月以内に届け出ることとする。2.（1が難しい場合）新株予約権の行使等による資本金の変更を、「変更のあった場合の毎月末日時点の資本金額について当該末日から1ヶ月以内」に届け出ることとする。	1について、新株予約権の発行時点からの一定期間内において、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額や資本に組入れざる額等について届け出ることとすれば、その範囲内での将来の資本金の増加が予測される。従って、新株予約権が行使されたことによる資本金の変動（増加）がある都度、変更届出をする意義は乏しくなり、一定の資本要件の充足を確認するという法の目的に照らして妥当であると思われる。実際の資本金額については、期末の資本金額を届け出ることによって把握される。 2について、会社の登記事項において変更があったときのその変更登記は「変更のあった日から2週間以内」（商法第188条第4項、第67条準用）であるのに対し、資本金の変更登記について、新株予約権の行使等による場合は商法上の特別（商法第280条の37第4項、第222条の7準用）があり、「変更のあった日の毎月末日現在より2週間以内」に登記をすればよいことになっており、変更の事由に応じた合理的な取扱いとなっている。（新株予約権の行使は行使可能期間においては随時行われるため、その都度、状況把握し届け出することは実務上難しく、変更のあった毎月末日を基準とする期日設定が現実的である。）現行の各根拠法令では新株予約権の行使等による資本金額の変更届出については、資本の変更のあった日を期日設定の基準日としているため、現在の実務にそぐわない。また、変更届出には、添付書類として、資本金の変更が反映された登記簿謄本の添付が要求されることがある。通常登記簿謄本が出来上がってくるのが月末から2週間では間に合わないため、変更届出を行った時点（変更届出書）と変更登記の完了時点（登記簿謄本）の2回にわたって書類の提出が必要となっている。資本金の増加による変更届出については、法の目的からして、特にそれが即時性を要求されるものではないと考えられることから、「変更のあった場合の毎月末日時点の資本金額について当該末日から1ヶ月以内」に届け出ることとして頂きたい。
7	有価証券届出書等における、株式や新株予約権の発行時における「価格」の用語の「価額」への変更	企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等、商法第280条の20	金融庁、法務省	現在、有価証券届出書や発行登録書・追補書類のフォームを規定する、企業内容等の開示に関する開示府令では、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格を記載することとなっている。一方、商法第280条の20第2項において記載があるとおり、商法上は、新株予約権の行使に因り新株を発行する場合におけるその新株の発行「価額」に関して規定がされており、証券取引法における各種提出書類においても、当該商法の規定と合わせた価額での開示を要望するもの。	商法や開示府令、証券取引所の適時開示ルールにおける「価格」「価額」等の用語の定義が不統一であり、開示手続き上の混乱が生じる可能性がある（最近では、証券会社の手数料が発行価額に含まれる事例も多いことから、実務上、価格＝投資家が払い込む金額、価額＝発行会社が受取る金額と解釈されるケースも多い。）
8	「証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大」	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	金融庁	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている（過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた）。適格機関投資家の範囲拡大は17年度検討事項とされているが、この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力や能力に一定の制限（例：1億円以上）をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与すべき。	わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。金融改革プログラムにおいても見直しの検討を行うこととされていることから、早急な検討をお願いしたい。投資者保護の観点が必要であるものの、一定の資格要件に基づく届出制により自己責任原則は確保されるものと思われる。
9	「株式の市場公募時における、安定操作人リストの提出廃止」	証券取引法施行令第20条及び内閣府令各証券取引所の規制？	金融庁、各証券取引所	株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して提出することとなっている「安定操作人リスト」の提出について、証券会社以外に安定操作人を設けない場合は、子会社、関係会社及びその役員等のリストの提出を求めないこととしていただきたい。	株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して「安定操作人リスト」の提出が必要とされている。密接な関係にある会社とその役員は安定操作取引が可能となっているため、実際にはそれらを安定操作人として予定していない場合においても、実務上は発行会社の全ての子会社、関係会社及びその役員等のリストを作成しなければならないこととされている。そのため、海外まで含めて膨大な人名リストの作成が必要となり、募集までの限られた時間内で膨大な作業負担となっている。しかし一方で、安定操作取引自体を子会社、関係会社及びその役員を通じて実施することは極めてまれなことになっており、幹事証券会社を通して安定操作取引を行うことが通例となっている。また、提出されたリストに掲げられた全てのものの取引について、証券会社、証券取引所が現実的に監視を行っているとも思われない。現代において意味を持たなくなった実務であることが明らかであり、当然に廃止するか、少なくとも実際に安定操作を予定しているものだけに限定したリスト作成を要求されるべきである。
10	「中小企業者に対する債務保証制度の見直し」	中小企業金融公庫内規、信用保証協会法、中小企業信用保険法	経済産業省、中小企業庁	信用保管制度の対象の拡大について、迅速な検討対応を要望する。本件については、平成17年度検討事項として、「信用保管制度のあり方に関する検討小委員会」でも議論されているが、中小企業者向けに実績・経験のある事業会社に関する対象拡大について出来るだけ早急に検討し、結論に達していただきたい。	信用保管制度における対象者を特定の金融機関等に限定する現行の制度について見直しの必要性は認識されており、ここ数年検討を行うものとはされているものの、これまで結論に至っていない。

全国規制改革要望書（平成17年）

11	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	財務省、日本銀行(国際局国際収支課)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主要な事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われ、適用除外とする措置を検討いただきたい。	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であると思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらな混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に見合った対応が望まれる。
----	-------------------------	--	--------------------	--	---

環境

要望事項番号	要望事項(事項名)	根拠法令等	制度の所管官庁	具体的要望内容	要望理由
12	県外産業廃棄物搬入にかかる事前協議制度について	都道府県条例または都道府県指導要綱	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部	県外産業廃棄物の搬入にかかる事前協議を必要とするのは、「最終処分を目的としたもの」に限定し、「リサイクルを目的としたもの」は事前協議を不要にせよと各地方行政に指導していただきたい。	各種リサイクル法の施行などによる社会的背景もあり、排出事業者によるリサイクルへの取り組みが活発化している。しかし、「県外産業廃棄物の搬入にかかる事前協議制度」が足かせとなり、県外の処理業者に委託すればリサイクルできる産業廃棄物を止む無く県内の最終処分業者に処理委託しているケースがある。今後、より一層リサイクルを推進するために、リサイクルを目的とした県外産業廃棄物の搬入については、事前協議を不要にする必要がある。
13	産業廃棄物収集運搬業許可取得の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条	環境省	許可を都道府県単位、または全国単位として許可の簡素化と費用の軽減をしてほしい。また、越県回収についても規制の緩和をお願いしたい。	全国100を超える行政の許可が必要で現在、順次、個々の行政に対して申請し、許可をうけていますがその簡素化が要望の趣旨です。また、新規取得での手数料も高額であり5年毎の更新も必要なので、この手数料の減額も要望します。

外国人労働

要望事項番号	要望事項(事項名)	根拠法令等	制度の所管官庁	具体的要望内容	要望理由
14	技術者等の入国規制緩和	出入国管理及び難民認定法	警察庁、法務省、外務省、厚生労働省	中国をはじめ日本に入国する際に規制を受ける国であっても、来日の目的が研修、技術会議、設備・装置の確認等であることが確認できる技術者の場合、ビザを不要としてほしい。また、その際の手続き・承認等にかかる時間を短縮できるよう、諸々の整備をお願いしたい。	ジャストインタイム、必要とされる時間に来日が可能となれば、スケジュール組みに自由度が得られ、仕事効率も向上し、時間管理、効率活用、信頼等のため
15	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の人口規制緩和	出入国管理・難民認定法	外務省、厚生労働省	現在フードサービス業に従事する人口は400万人を超える状況ですが、特に若者がIT関連分野に転職するものも多く、全体的に人手不足であり、今後の少子化を含め重要な問題である。	調理分野・サービス分野の労働者の人口管理規制を緩和して欲しい。
16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	出入国管理法	外務省	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA絡みの対フィリピンワーカーへのワーキングビザ発給等の緩和が望まれる。又、中国人に対するビザ発給も実質的に様々規制があり取引に支障がある。	要望内容の通り
17	内航船の乗組員の国籍に関する規制緩和(外国人の雇用解禁)	船員法(ただし、外国人船員の禁止条項は同法令に定めるものではなく、国防上の理由等により閣議決定されたものである)	国土交通省 海事局 船員労働環境課	内航船の乗務員として外国人船員の雇用を許可していただきたい。	外国人船員を雇用することでコスト合理化を図ってきた外航船と違い、内航船には外国人の雇用が認められていない。このため人件費の高い日本人船員を雇用せざるを得ず、内航船のコスト高を助長する要因の一つとなっている。人件費の安いといわれる外国人船員を起用することで、物流コスト(船運賃)の削減を可能ならしめ、海運会社の収益を改善するとともに、荷主企業のコスト圧縮を図り産業競争力を高めることが可能となる。

医療・福祉分野

要望事項番号	要望事項（事項名）	根拠法令等	制度の所管官庁	具体的要望内容	要望理由
18	医療法人（社団）による有料老人ホーム運営禁止の見直し	医療法第42条2項	厚生労働省（担当課は不明）	有料老人ホームをすべての医療法人が運営することができるよう、医療法第42条を見直す。	有料老人ホームは身のまわりの生活に不安のある高齢者や介護を要する高齢者が利用する施設であって医療と関連があると言え、また現に介護保険制度において特定施設入所者生活介護として指定を受ければ介護保険サービスとなると定められている。厚生労働省が進めつつある、病院の病床削減施策とそれに伴うが患者の受け皿や介護・医療サービスを付加できる住まいの機能の拡充が求められており、有料老人ホームはその機能のひとつとして有効である。また医療法人と似た性格を持つと言える、同じ厚生労働省所管の社会福祉法人では、有料老人ホームを運営できうることとなっている。これらのことから考慮して、医療法人に有料老人ホーム運営を禁止する正当な理由が見つからない。

教育分野

要望事項番号	要望事項（事項名）	根拠法令等	制度の所管官庁	具体的要望内容	要望理由
19	大学設置基準等の見直し	大学設置基準等	文部科学省	大学設置基準等による制約(校地が必要)により、都会から大学が郊外へと移転し、各都心部での若者の空洞化が目立つ為、校地を必要としない様、規制緩和を行い、大学等の都心回帰が都心部の活性化に繋がる様をお願いしたい。（大学院における大学院設置基準では校地に関する制約が無い為、都心のビルにも徐々に開設されつつある）	都心への大学等の設置を契機に、若者の都心への通学・移住等による都市活性化促進が図られ、経済の活力増加に繋がるのではないかと考える。

建設・まちづくり

要望事項番号	要望事項（事項名）	根拠法令等	制度の所管官庁	具体的要望内容	要望理由
20	宅地開発等指導要領の見直しに関する指針について	都市計画法（平成7年11月7日建設省経民発第45号建設小住街発第94号）	国土交通省	市町村等の合併に供う新たな指針を出される場合は、国からの通達通り指導して欲しい。（国からの通達は魅力的な内容となっている。）	魅力ある街づくりのためのプランニングが各種制約により変更させられることが多く、魅力ある街づくりが出来ない。
21	建築行為に係る開発許可申請の見直し	都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長。）の許可を受けなければならない。 （都市計画法第29条） 市街化区域内で民間事業者が1,000㎡以上の区域で開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。	国土交通省	市街地開発事業により整備された大規模宅地を一敷地として利用する場合において、集合住宅・工場・業務施設等の建設を目的とした行為については、法令の適用を除外する。	市街地開発事業の施行による住宅用地・工場用地・誘致施設用地等は、そもそも当該施設等立地を目的に宅地造成したものであることから、開発許可の適用は除外されても良いのではないかと考えられる。

全国規制改革要望書（平成17年）

22	「建設業における工事可能規模拡大等の規制緩和について」	建設業法 第7条、第8条、第15条。建設業許可事務に関するガイドライン。ICT政策大綱	総務省、国土交通省	建設工事においては、現行、3,000万円以上の建設工事については「特定建設業許可」を取得することが要件となっている。（3,000万円以下については、「一般建設業許可」。） 「特定建設業許可」取得の要件のひとつに、財産的基礎があることとして、その建設業の欠損の額が資本金の20%以下、流動比率が75%以上あることが挙げられている。そもそも、財産的基礎を設ける意義は、その企業の健全性（その会社が倒産しないこと）を立証するためのものであるのならば、「資金繰りの健全性」等、他の指標も加味すべきではないかと認識している。「特定建設業許可」のために、参入の障壁となっている現状を踏まえ。その障壁を緩和するためにも、「特定建設業許可」の要件について、別の指標も加味することが必要と考える。特に、情報通信業界においては、国家のu-Japan政策を推進すべく、デジタルデバイド解消および均衡あるブロードバンドの提供を実現するよう、利益追求よりも地元住民や地元行政への貢献を行なうべくインフラ構築の責任を一元的に全うしている。「u-Japan」環境の構築を、早期に普及させ、また低予算で実現するためには、地元の大小さまざまな通信工事会社への工事参入機会を拡大し、門戸を広げることが重要と考えている。	「特定建設業許可」の要件、「財産的基礎」にかかる要件の見直し、もしくは、「一般建設業許可」を持って工事を請け負うことができる工事規模を拡大して欲しい。
23	官公需法による過度な中小建設業者保護について	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 地方自治法及び関連通達	経済産業省、国土交通省、自治省、財務省	1. 制定時に比べれば倍近くまで上がっている官公需契約目標率が適正かどうかの見直しが必要ではないか。 2. 発注規模及び工種を細分化をする際には、飽くまで工期短縮、コストダウンを第一義にした上で検討願いたい。	1. 目標数値達成の為、発注ロットの細分化を無理に行い、地元中小企業に発注しているケースが見受けられる。 2. 発注規模の細分化はコストアップ及び工期の長期化が不可避であり、非効率である。
24	砂防法に係る砂防指定地域の見直し	砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス（砂防法第2条） 都道府県知事（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長。）は、（中略）関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聞いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となるうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定することができる。（宅地造成規制法第3条）	国土交通省	砂防法の適用区域内において、防災措置及び砂防検査が完了している土地においては、砂防申請行為の適用除外とする。	砂防法の適用地域においては、適用地域の見直し規定がないため、砂防検査完了後であっても宅地の切り直し等において新たな砂防申請行為が必要となっている。また、砂防法適用地域は宅地造成規制区域と大部分が重なっており、煩雑な手続きとなっている。防災調整池や河川改修等、防災上の施設が整えられた地域においては、砂防法を適用する必要性がなくなっていると思われるため。（宅地造成規制法による許認可による制限で、宅地等の安全性は確保されていると思われる。）
25	建設業許可の基準となる経営業務の管理責任者の実務経験規定の緩和	建設業法第7条	国土交通省	建設業許可の取得に際し、経営業務の管理者の実務経験年数を5年以上又は大学卒業後3年以上とする規定があるが、これについて期間短縮、資格試験制度や講習受講によるみなし規定を設ける等の規制を緩和する。	本規定は、建設事業者の専門工事子会社の分社化や新規事業者の参入等において、障害となっている。経営業務管理者の適正判断は、実務経験以外の方法でも可能である。
26	監理技術者の資格取得条件の緩和	建設業法 第26条及び7条第二号イ、ロ又はハ	国土交通省	電気通信工事業においては多種にわたる工事知識を必要とする「技術士」以外での資格取得制度がなく、実質的に規定の実務経験年数（最大12年）を有することが必要となり、ハードルが高くなっている。 一方、電気工事業など一部の工事業においては、該当分野の工事に特化した試験資格（一級電気工事施工管理技士）が建設業法において設置されており、若い世代の資格取得が容易となっている。 電気通信工事業においても、能力のある若い世代が監理技術者となれるよう、管理技術者要件を改革する。例えば、特化した監理技術者資格試験制度（例：一級電気通信工事施工監理技士）を新設することも考えられる。	電気通信工事業においては、IT関連技術の進展が速く、実務経験による取得のように最長で12年以上の経験年数を必要とする現在の制度だけでは、若い人材の取得が困難であるうえ、システム系工事などにおいては従前の技術では、技術監理上実態と合っていないケースが散見されるため。

その他

要望事項番号	要望事項（事項名）	根拠法令等	制度の所管官庁	具体的要望内容	要望理由
27	企業年金における柔軟な制度運用について	・確定給付企業年金法施行規則 第5条、第6条 ・昭和41年9月27日年発第363号厚生年金基金設立認可基準 第三	厚生労働省 年金局	各年金制度における給付引下げについて、基本的に労使合意さえあれば、給付引下げの理由は問わないものとしていただきたい。	現状の制度では、給付引下げの許可基準が厳しいため、現在のような低迷する運用環境下においても高い予定利率を維持しなければならず、事業主の負担が非常に大きくなってきている。従業員の雇用を守るためにも、基本的に合意さえあれば、各企業労使が自主的に給付引下げの意思が決定ができる基準の検討をお願いしたい。
28	登記手続き電子化と証明書類貼付の省略	商業登記法、不動産登記法	法務省、各法務局	登記手続きの電子化は既に行なわれているところであるが、これを早期に完了させ、その上で登記済みの事項に関する証明書の提出を省略できるようにする。	電子化が完了すれば全国のどの法務局の情報でも瞬時に検索できるので、その証明書を申請者が提出することは無駄であるため
29	大型店舗酒類小売業免許の制限の緩和	酒税法第9条、第10条、酒税法及び酒類行政関連法令等解釈通達の制定について（平成11年6月25日）	国税庁	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。これを改め、大型店舗酒類小売業免許取得後、直ちに国産ビール及び500ml以上の清酒を販売できるようにするべきである。	当該規制は、公平、公正な競争を阻害し、消費者の利便性を著しく損なっている。また、当該規制は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月）において、平成17年度までに検討し、結論を得ることとされており、早期に結論を得て緩和すべきである。
30	C重油輸入規制の撤廃	関税暫定措置法第2条第1項、石油の備蓄の確保等に関する法律	経済産業省、資源エネルギー庁（担当課は不明）	関税の引き下げ、撤廃、及び備蓄義務の規制軽減、廃止	C重油には、高硫黄品で3,202円/Kと他の石油製品を大幅に上回る輸関税がかかっている。又、C重油を輸入する場合90日分の備蓄義務も課せられていることから、実質、高硫黄C重油の輸入は、国内の石油精製会社に限定されている。一般需要家がC重油を輸入することは困難な状況であることから、日本の高硫黄C重油の価格は、海外諸国と比べ割高となっている。規制を軽減、撤廃することで輸入が促進され、日本の高硫黄C重油価格が海外と同等の水準となれば、日本のエネルギーの国際競争力も高まる。